

●香川県告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成20年4月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	事 業 所（ 施 設 ） の 名 称 及 び 所 在 地	事 業 者（ 開 設 者 ） の 名 称 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類
平成20年2月13日	とよなか荘老人デイサービスセンター 三豊市豊中町笠田竹田697番地1	社会福祉法人豊中福祉会 三豊市豊中町笠田竹田697番地1	介護予防通所介護
平成20年2月18日	医療法人社団たけお会なごみの家指定居宅介護支援事業所 仲多度郡琴平町榎井780番地1	医療法人社団たけお会岩佐病院 仲多度郡琴平町榎井775番地	居宅介護支援
平成20年3月1日	フレンドケア通所介護吉鈴木田郡三木町井戸1289番地1	下根建設有限会社 木田郡三木町井戸1290番地	通所介護 介護予防通所介護